

## 大規模事業評価の見直しについて

## 1. 規則（行政活動の評価に関する条例施行規則）改正

## (1) 改正の理由

- ① 県が保有する公用・公共用施設，社会基盤施設は老朽化が進み，今後更新や大規模改修の時期を迎える見込みとなっている。老朽化に伴う改築等は，新設事業に比べて政策判断の余地が少ないことから，行政手続の簡素化と行政運営の効率化を図るため，施設整備事業のうち一定の要件を満たす事業を評価の対象外とする旨規定するもの。具体的な要件は別途，大規模事業評価実施要領で定めるものとする。
- ② 平成31年度からの農林水産部組織再編に伴い，文言を修正するもの。

## (2) 改正の内容

規則第15条第1項第2号：評価の対象外とする文言を追加するもの  
同 第15条第2項：組織再編により文言の一部を改めるもの

(大規模事業評価の範囲等)

第15条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める大規模な事業は，県が事業主体である事業であって，次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため，緊急に行う必要がある事業を除く。）とする。

- 一 全体事業費が100億円以上の公共事業
- 二 全体事業費が30億円以上の施設整備事業（知事が別に定める事業を除く。）

2 前項第1号の「公共事業」とは，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業（同条第1項第2号に規定する公用施設に係るものを除く。）に該当する事業であって，農政部，水産林政部及び土木部が所管するものをいい，前項第2号の「施設整備事業」とは，それ以外の同条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業に該当する事業をいう。

3 (略)

※下線部が改正箇所

※平成31年2月12日公布／平成31年4月1日施行

## 2. 要領（大規模事業評価実施要領）改正

## (1) 改正の理由

規則第15条第1項第2号に定める除外規定を受け，評価の対象外とする具体的要件を規定するもの。

## (2) 改正の内容

要領第2の2：評価の対象外とする具体的要件を規定するもの

(評価の手続)

第2 震災復興・企画部長は，毎年2月末日までに，部長（本庁の部長をいう。以下同じ。）に対し，翌年度に大規模事業評価の実施を予定する評価対象事業（規則第15条及び第16条に該当する大規模な事業をいう。以下同じ。）の有無を照会するものとする。

2 事業所管部長（前項の評価対象事業を所管する部長をいう。以下同じ。）は，評価対象事業を県として実施することを決定したとき又は継続するかどうかを決定したときは，評価対象事業について条例第5条第1項の書面（別記様式第1号の1。規則第16条第2項に該当する場合は別記様式第1号の2。以下「評価調書」という。）及びその要旨の案を作成し，震災復興・企画部長に提出するものとする。なお，規則第15条第1項第2号に規定する知事が別に定める事業は下記のとおりとする。

老朽化に伴う改築事業等（同一敷地内の合築を含む。）であって，次の要件を全て満たすもの。

- (1) 施設所管部所が必要であると決定した改築等で，当該改築等が，宮城県公共施設等総合管理方針に基づき策定された個別施設計画における「施設ごとの今後の対策」に記載されていること
- (2) 現在地における改築等であること
- (3) 施設の基本的な機能に変更が生じないこと
- (4) 民間資金等の活用，指定管理者制度の導入等施設の運営手法に変更がないこと

※下線部が改正箇所

※平成31年4月1日施行